

## 認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現状に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）がさきの国会で成立しました。現在、国は、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめております。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくときであります。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会であります。

よって、国におかれましては、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現させるためにも、認知症基本法の円滑な施行に向け、省庁横断的かつ総合的な取組の推進、地方公共団体への支援の強化、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方の検討、医療や介護保険制度の充実、家族への支援体制の拡充、認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月14日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣